

## 「ビジネスと人権」に関する行動計画の業界団体等への周知について

令和8年4月17日  
内閣官房副長官補室

関係府省庁各位

### 1 業界団体及び独立行政法人への周知

(1)「ビジネスと人権」に関する行動計画(改定版)の第2章1(2)及び同章4(2)に従い、全府省庁において、業界団体等及び独立行政法人に対して改定版行動計画等の周知を行う必要があるところ、別添の周知依頼のひな形を活用しつつ、各府省庁所掌の団体に対して、周知を行っていただけますようお願いいたします。

#### 【参考】

第2章1(2)②独立行政法人等が指導原則に沿って人権尊重に取り組むことの確保(人権方針の策定や、事業報告等における情報公開、取組報告の働きかけ等、各法人における指導原則及びガイドラインに沿った人権尊重の取組促進の検討)

第2章4(2)①中小企業を含む企業に対する情報・助言・支援等の提供(業界団体等を通じた企業への新計画やガイドラインの周知・啓発／産業や中小企業の特性を考慮した手引き・好事例の作成及び共有の推進)

(2)また、周知の実績を把握したく、本年5月29日(金)までに、どの団体に、いつ、どのような形で周知を実施されたか、団体等からのフィードバックの有無等について、別添エクセルフォームに記入した上で、以下の外務省宛先までお知らせいただくと幸いです(業界団体等への周知の他、改定版高等計画の配架やウェブサイトへの掲載、セミナー等での配付実績があれば、記入願います。)

### 2 政府職員への周知

(1)改定版行動計画の第2章4(2)では、全府省庁において、政府関係者の能力構築の強化についての取組が記載されているところ、同計画等を用いて、各府省庁職員に対する啓発を進めていただけますようお願いいたします。

#### 【参考】

・第2章4(2)②教育研修の実施による啓発の促進(政府職員・地方公共団体職員に対する指導原則の保護・尊重・救済の視点を盛り込んだ人権教育・研修等、政府関係者の能力構築の強化)

(2)各府省庁による取組の実績については、明年の改定版行動計画に関する1年目レビューの際に取りまとめの外務省に提出いただくため、今回提出は不要です。

(別添)

○独立行政法人等への周知依頼のひな型

○業界団体等への周知依頼のひな型

○(作業依頼)業界団体及び独立行政法人への周知実績

○「ビジネスと人権」に関する行動計画(改定版)の概要

○「ビジネスと人権」に関する行動計画(改定版)(本文)

(問合せ先)

外務省総合外交政策局人権人道課(豊原)

TEL : 03-5501-8420

Email: [chie.toyohara@mofa.go.jp](mailto:chie.toyohara@mofa.go.jp)

# 「ビジネスと人権」に関する行動計画（改定版）概要

2025年12月

ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議

## 第1章 行動計画が改定されるまで（背景及び作業プロセス）

### 1 2020～2025年の取組と成果

「ビジネスと人権」に関する社会的要請の高まりを踏まえ、2020年10月の行動計画の策定以降、日本政府は日本企業及びグローバル・サプライチェーンにおける人権尊重とビジネス環境の整備に向けた次のような取組等を推進。また、海外進出企業や中小企業を含む日本企業とそのサプライヤー等を対象とした国内外でのセミナー及び各種イベントも実施。

- 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（2022年9月）
- 政府方針「公共調達における人権配慮について」（2023年4月）
- 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」（2023年4月）
- 「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」（2023年12月）
- 「労働におけるビジネスと人権チェックブック」（2024年10月）
- その他、企業による人権デュー・ディリジェンスの取組に関する好事例集の作成

### 2 日本企業の取組状況と国際的な動向

- 日本企業において、人権方針の策定・公表、人権デュー・ディリジェンスの実施、救済の取組が促進。
- 海外では、欧米諸国を中心にビジネスと人権に関連する法整備が進展。海外でビジネスを展開する日本企業においても対応が必要。

### 3 行動計画の改定及び実施を通じて目指すもの

- (1) 国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進
- (2) 「ビジネスと人権」関連政策に係る一貫性の確保
- (3) 日本企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上
- (4) SDGsの達成への貢献

### 4 行動計画の改定プロセス

- ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議及び同作業部会におけるステークホルダーとの意見交換、ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議における議論を踏まえ原案を作成し、パブリックコメントを実施の上、改定。

### 5 優先分野の特定

- 日本が優先的に取り組むべき課題と今後目指すべき方向性を国内外に示すため、これまで関係府省庁が政策領域ごとに、点ないしは線として実施してきた施策を「ビジネスと人権」の観点から、横断的に面として捉え直すべく設定。

## 第2章 優先分野 詳細は次頁。

## 第3章 政府から企業への期待表明

日本政府は、日本企業が、その規模、業種等にかかわらず、国際的に認められた人権等を尊重し、「指導原則」やその他関連する国際的なスタンダードを踏まえ、人権尊重の取組に最大限努めることを期待。

## 第4章 今後の行動計画の実施および見直しに関する枠組み

毎年、関係府省庁施策推進・連絡会議において実施状況を確認。円卓会議及び作業部会を継続し、ステークホルダーとの対話の機会を設ける。公表から5年を目途に改定の必要性を検討。

**別紙** (別添1) 行動計画の実施体制、(別添2) ビジネスと人権に関する基本文書及び関連サイト、(別添3) 関係府省庁等の相談窓口

### 1 人権デュー・ディリジェンス及びサプライチェーン

#### 取組の方向性

- サプライチェーン上における企業の人権尊重の取組を促進する情報提供や支援策に関するマルチステークホルダーとの議論の継続
- 独立行政法人等が指導原則に沿って人権尊重に取り組むことの確保
- 諸外国との対話・連携を通じた、指導原則の履行推進に向けた取組
- 労働者等の幅広い層の人々が恩恵を受ける経済連携協定(EPA/FTA)及び投資協定の締結・履行への継続的な努力
- デーセント・ワーク実現のための努力の継続
- 中小企業等の取引条件・取引慣行の改善

### 2 「誰一人取り残さない」ための施策推進

- (1) ジェンダー平等
- (2) 外国人労働者
- (3) 子ども・若者
- (4) 障害者
- (5) 高齢者

#### 取組の方向性

- ライツホルダーの状況を考慮し、「誰一人取り残さない」ための、人権保護の視点に立った制度設計・運用及び見直しの実施
- 関連施策で得られた情報や好事例の提供

### 3 テーマ別人権課題

#### (1) AI・テクノロジーと人権

##### 取組の方向性

- AIイノベーション促進とリスク対応の両立
- AI分野の国際的協調の推進

#### (2) 環境と人権

##### 取組の方向性

- 人権課題と環境課題の双方を視野に入れた環境デュー・ディリジェンスの推進
- 気候変動への適応と緩和政策における人権への配慮

### 4 指導原則の履行推進に向けた能力構築

#### 取組の方向性

- 中小企業を含む企業に対する情報・助言・支援等の提供
- 教育・研修の実施による啓発の促進

### 5 企業の情報開示

#### 取組の方向性

- 国際的な基準の動向を踏まえ、企業による人権尊重に関する情報開示について必要に応じた議論の実施
- 情報開示の好事例集の周知等を通じた企業の情報開示の充実化の促進

### 6 公共調達・補助金事業等を含む公契約

#### 取組の方向性

- 公共調達における企業等による人権尊重の推進
- 国際約束及び現行法令の範囲内での補助金事業における企業等による人権尊重の取組の審査基準等への組入れの検討

### 7 救済へのアクセス

#### 取組の方向性

- 日本NCP（各国連絡窓口）機能強化に向けたステークホルダーとの対話・エンゲージメントの機会の設定
- 個別法に基づく人権救済の状況を見定めつつ、人権救済制度の在り方についての検討の継続
- 指導原則に準拠した企業等の苦情処理メカニズムの構築・運用を含む取組の促進
- 個別法令に基づく対応の継続・強化
- 独立行政法人等が運用する苦情処理メカニズムの適正な運用及び必要に応じた見直し

### 8 実施・モニタリング体制の整備

#### 取組の方向性

- 日本の優先課題領域の定期的な特定及び関連施策のアウトプット、アウトカム、インパクト評価等の実施に向けた検討
- 定期的に評価を行う実効的な体制の構築の検討
- 施策の進捗状況と目標の達成度について、ステークホルダーに対する分かりやすい開示の実施に向けた検討